

●香川県広域水道企業団告示第22号

香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。

令和2年11月2日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加者資格基準（平成30年香川県広域水道企業団告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(参加資格の喪失) 第9条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 当該格付見直日における格付の変更について第6条第2項の規定により書類を提出していない場合</u></p>	<p>(参加資格の喪失) 第9条 格付見直日において、登載者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札に参加する資格を失う。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この基準は、令和2年11月2日から施行する。